

Solenostemon Thonn.	カミホンcw001	水野隆 愛知県尾張旭市上の山町 間口3027番地の1、財団法人若狭 湾エネルギー研究センター 倉井 県敦賀市長谷64号52番地1、ハク サンインター・ナショナル株式会社 愛知県愛知郡長久手町山越606 番地	第22290号 平成23年8月31日
"	カミホンcw002	"	第22291号 平成23年8月31日
"	カミホンcw004	"	第22292号 平成23年8月31日
"	カミホンcw005	"	第22293号 平成23年8月31日

○経済産業省告示第一百八号  
中小企業信用保険法（昭和三十五年法律第一四六十四号）第一条第四項第一号の規定に基づき、同  
号の事業者を次のように指定する。

平成二十三年十月十一日

経済産業大臣 枝野 幸男

○経済産業省告示第一百八号  
中小企業信用保険法（昭和三十五年法律第一四六十四号）第一条第四項第一号の規定に基づき、同  
号の事業者を次のように指定する。

平成二十三年十月十一日

経済産業大臣 枝野 幸男

番号	名称	住所	所定の中企業者の認定を申請することができる期間
5103	株式会社横谷温泉	長野県茅野市五千五百三十二番地	平成二十三年七月十一日から平成二十四年七月十日まで
5104	アスコジヤパン株式会社	愛知県名古屋市昭和区檀深通三丁目十四番地	平成二十三年七月二十七日から平成二十四年七月二十六日まで
5105	中正機械金属株式会社	大阪府大阪市中央区島之内一丁目五番十一号	平成二十三年八月三十日から平成二十四年八月二十九日まで
5106	オールサッシュ販売株式会社	愛知県名古屋市千種区今池四丁目十五番三号	平成二十三年八月三十日から平成二十四年八月二十九日まで
5107	株式会社ララ・ブラン	東京都渋谷区道玄坂一丁目十六番四号	平成二十三年八月三十一日から平成二十四年八月三十日まで
5108	堺電子工業株式会社	大阪府堺市堺区南二国ヶ丘町一丁二番一號	平成二十三年九月七日から平成二十四年九月六日まで

○特許庁告示第十七号  
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十九条の一及び第三十九条の四の規定に基づき次のとおり登録を行つたので 同法第三十九条の十第一号の規定に基づき  
公示する。  
平成二十三年十月十一日

特許庁長官 増井 良行

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又はその代 表者の氏名	登録を受けた者が先行技術調査を行つた区 分の名称	登録を受けた者が先行技術調査を行つた場 所所在地
第三回	平成二十三年十月三日	パテントオンラインサー チ株式会社 東京都港区赤坂一丁目9番3号	ハ (アミコ)スメ パテントオンライン サーチ株式会社 東京都港区赤坂一丁目9番3号	ハ (アミコ)スメ パテントオンライン サーチ株式会社 東京都港区赤坂一丁
代表取締役 産形 和央				

区域	工事の種類	工事完了の日
○国土交運省告示第十一十七号 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のよう改正する。 平成二十三年十月十一日	○国土交運省告示第十一十七号 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一一部を次のよう改正する。 平成二十三年十月十一日	○国土交運省告示第十一十七号 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一一部を次のよう改正する。 平成二十三年十月十一日
国土交通大臣 前田 武志	国土交通大臣 前田 武志	国土交通大臣 前田 武志
三三一中「東四条八丁目十五番地一」を「一条通二十一丁目一番地百六十五」に改め、三三中「浅野本町二丁目十五番十号」を「鞍月五丁目十七番地」に改め、三三中「栗東市下鈎八百三十一番地」を「草津市西草津二丁目二番八号」に改める。 平成二十三年十月十一日	三三一中「東四条八丁目十五番地一」を「一条通二十一丁目一番地百六十五」に改め、三三中「浅野本町二丁目十五番十号」を「鞍月五丁目十七番地」に改め、三三中「栗東市下鈎八百三十一番地」を「草津市西草津二丁目二番八号」に改める。 平成二十三年十月十一日	三三一中「東四条八丁目十五番地一」を「一条通二十一丁目一番地百六十五」に改め、三三中「浅野本町二丁目十五番十号」を「鞍月五丁目十七番地」に改め、三三中「栗東市下鈎八百三十一番地」を「草津市西草津二丁目二番八号」に改める。 平成二十三年十月十一日
実施艦その他	自衛艦二隻	自衛艦二隻
一 二 三	試験は、前記区域に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。	試験は、前記区域に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。 前記区域の各点の経緯度は、世界測

○国土交運省告示第十一十五号  
次のとおり高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、指示する。  
その関係方面は、平成二十三年十月十一日から二〇〇〇年十一月二十日までの間国土交通省中国地方整備局において一般の維持に供する。

平成二十三年十月十一日

路線名 供用開始の区間

中国横断自動車道岡山糸子四番[ままで]

国土交通大臣 前田 武志  
平成二十三年十月十一日

供用開始の期日  
五時

○国土交運省告示第十一十六号  
海岸法（昭和三十一年法律第一四一號）第六条第一項の規定に基づき国土交通大臣が施行していた海岸保全施設に関する直轄工事を完へしたので、海岸法施行規則（昭和三十一年農林省・運輸省・建設省令第一号）第二条第一項の規定に基づき、公示する。  
平成二十三年十月十一日

国土交運省告示第十一十六号  
海岸法（昭和三十一年法律第一四一號）第六条第一項の規定に基づき国土交通大臣が施行していた海岸保全施設に関する直轄工事を完へしたので、海岸法施行規則（昭和三十一年農林省・運輸省・建設省令第一号）第二条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年十月十一日

国土交通大臣 前田 武志  
平成二十三年十月十一日

供用開始の期日  
五時